

意見ID	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	アカミミガメの色彩変異については、価格が比較的高額である事及び流通が少ない事を考慮し、放出・脱走などの杜撰かつ無責任な飼育を行う販売事業者・個人飼育者が少ないと考えられるため、販売目的の飼育・繁殖を規制しなくても良い。	規制の対象となる行為については、外来生物法施行令で定められており、今回の意見募集の対象ではありませんが、観賞用個体の販売等については、価格や流通量に関わらず、購入者が何らかの事情で飼えなくなり放出されるリスクがあること、経済的なインセンティブから個体を増やしたり流通により長距離移動させたりする可能性が高く、未分布地も含め拡散するリスクが大きいことから、規制対象としております。
2	アメリカザリガニは、要注意外来生物としてあまり良いイメージは持たれていないが、小学校では生き物の飼育・観察の教材として昔から扱われており、子どもたちにとっては親しい生き物である。また、日本にはウシガエルの餌として輸入されたが、アメリカ南部の郷土料理の人気食材や中国では数兆円規模となる養殖産業として人気食材となっているなど、食用にする国も少なくない。同様の事例は、ブラックバスなど他の外来種においてもみられる。アメリカザリガニも適切な管理の下で有用資源としての活用策を検討すべきではないか。2030年前後には、食料危機から世界的なタンパク質不足が顕在化する2030年プロテインクライシス問題が指摘されている。アメリカザリガニがこうした食料問題解決に資するのではないかと、ザリガニは身だけでなく殻も含めて丸ごと食べられるが、殻は肥料や食品添加物など、捨てるものがない（ゼロミッション）資源としても活用できる。この有用資源に抗酸化機能や栄養価などの付加価値を高めた安心安全の美味しいザリガニを、食用・農業用資源として地場産業にも活用できれば、アメリカザリガニは国内において優良な資源と考えます。今回の条件付特定外来生物に指定されるアカミミガメ及びアメリカザリガニに係る特定飼養等施設基準の細目の内容によっては、その未来が閉ざされてしまうことに懸念を抱く。当社では現在、大学教授指導のもと、研究材料として閉鎖空間におけるザリガニの養殖施設（ラボ）を運用しており、食料危機の回避や有機肥料としての利用を研究目的と定め、国内農業の発展に貢献できるものとして活動している。	今回の特定飼養等施設の基準は、特定外来生物の野外への逸出を防止するための基準を定めるものであり、特定外来生物による生態系等への被害を防止するために必要な範囲で設定しています。 なお、規制の対象となる行為や許可の基準等については、外来生物法施行令及び施行規則で定められており、今回の意見募集の対象ではありませんが、販売又は頒布のために養殖をする目的や生きたアメリカザリガニを販売又は頒布する目的での飼養等については規制対象となっており、生業の維持等、限定的な理由でしか飼養等の許可を得ることはできません。ただし、アメリカザリガニの飼養等を業として行う者が、野外で捕獲したアメリカザリガニを死亡した状態で販売するために行う飼養等については、当該基準の内容を含む「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律施行令附則第二条第一項に基づき主務大臣が定めるアカミミガメ及びアメリカザリガニの業として行う飼養等の方法」を遵守すれば、手続きは不要です。
3	学校、幼稚園、保育園での先生や児童による飼養等には、市町村単位で専属獣医と嘱託契約し、獣医の指導の下、飼養する場合に限り、許可をする。もしくは、学校、幼稚園、保育園の教職員、保育士に動物取扱責任者が居る場合に限り許可する、又は、許可不要とする。 外来生物法の知識のない教職員等が許可不要だからと無責任にこれらの動植物を飼養できる現状により、アカミミガメ、アメリカザリガニも水田、農業水路等に駆除出来ないほどの量が繁殖してしまった。 園児、児童が、お祭り等やデパート等で手に入れたアカミミガメ、アメリカザリガニを家庭で飼養できなくなり、殺処分出来ず、学校等に持ち込むケースが非常に多いが、1年間は、担任が教室で飼養できても、赴任先学校が変わったときには、処分に困り、内緒で、農業用水に放流するケースが多い。 外来生物法の知識があれば、獣医や動物取扱責任者の指導により、家庭から持ち込まれるこれらの動植物の飼養の対応が、外来生物法の意味することを反映した対処になるのではと期待する。 学校獣医師制度が普及すれば、これらの動植物を含め、すべての動植物の学校等での適正飼養が普及すると思われる。 幼稚園、保育所、小学校の教員、保育士は、女性が多く、子どもたちの情操教育に動植物飼養経験が必要だが、適正飼養の知識がないため、残念な飼養実態が非常に多い。 学校等で、教材として飼養する場合、適正飼養の知識が絶対必要になるが、教育大学では、獣医師ほどの知識を得ることは不可能で、そこは専門の学校獣医師がフォローすることで、情操教育の展開と適正飼養の展開がマッチングすると思う。 全国に獣医師が非常に増えたので、学校獣医師の委託を受け入れる獣医師は多いと思う。エキゾチックアニマル担当獣医師が学校獣医師に選任されて活躍されるのが、外来生物法の趣旨からも良いと思われる。 ヒアリ等による人的被害も可能性として出てきているグローバル環境の今日、学校獣医師等が教員、保育士等を指導し、飼養禁止でなく、適正飼養を行うことが望ましい教育活動と思われる。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、規制の対象となる行為や許可の基準等については、外来生物法施行令及び施行規則で定められており、今回の意見募集の対象ではありませんが、学校での教育事業の一環での飼養等のように、業としての飼養等であって、販売や頒布を目的としないものについては、飼養等基準を遵守すれば許可なく飼養等を行うことができます。
4	一般飼養者向けに、「ほかの種類と同じ容器（水槽等）内で、飼養しない旨」も記載していただきたい。	今回定める基準は、学術研究その他の目的で飼養等の許可を得る際や、業として飼養等を行う際に遵守が必要となる基準であり、一般飼養者向けのものではありません。また、特定外来生物の逸出防止を目的とした基準であるため、原案どおりとさせていただきます。
5	別紙1のアメリカザリガニ イ特定飼養等施設の基準の細目（4）及び ロ飼養等の許可の有効期間について意見をいたします。 ザリガニについては、世界中の多くの国や地域で食用として活用されております。しかしながら、日本においては、川魚を食べる文化が少しずつ失われている状況もあり、ザリガニを食べる文化も失われつつある状況です。私は、ザリガニを食料として活用し、豊かな食文化に繋げたいとの思いから、アメリカザリガニの飼養を業として行っており、メニュー開発も行っております。 そこで、「壁面は平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な高さを有する柵を設置すること」「ただし、周囲に平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合」との記述がありますが、実際には高さの基準などは記載されておりませんので、飼養者に大きな負担にならないよう基準としていただきたい。また、飼養の許可についても申請そのものが大きな負担にならないようお願いしたい。	高さについては、それぞれの個体や施設の状態によって必要な高さが異なると考えられ、一律に設定することは困難ですが、飼養等施設からの逸出を防止するために十分な高さである必要があると考えます。また、飼養等の許可申請の方法等については、これまでの特定外来生物と同様のものを想定しています。